

「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件（告示案）」の概要

平成27年 月 日
特定個人情報保護委員会事務局

1. 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第28条の4の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則を定めることに伴い、「独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）」の告示の一部を改正するもの。

2. 改正の内容

番号法第28条の4の規定に基づき、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則を定めることに伴い、現行の告示に基づく報告の方法等に関して、改正するもの。

3. 改正予定日

平成28年1月1日（特定個人情報の漏えいその他の特定情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則の施行の日）から施行する。

独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成 27 年特定個人情報保護委員会告示第 1 号）

特定個人情報保護委員会においては、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号。以下「ガイドライン」という。）を平成 26 年 12 月 18 日に策定・公表した。

ガイドラインの「第 3-6 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応」において、特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応については、別に定めることとしていたが、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）並びに地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下「地方公共団体等」という。）における特定個人情報の漏えい事案その他の「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合の対応について、次のとおり定める。

独立行政法人等及び地方公共団体等は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

- 1 組織内における報告、被害の拡大防止
責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- 2 事実関係の調査、原因の究明
事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。
- 3 影響範囲の特定
2 で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- 4 再発防止策の検討・実施
2 で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

5 影響を受ける可能性のある本人への連絡等

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

6 事実関係、再発防止策等の公表

事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。

7 **特定**個人情報保護委員会への報告

独立行政法人等及び地方公共団体等は、番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに**特定**個人情報保護委員会に報告する。ただし、番号法第 28 条の 4 の規定に基づき、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」(平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 号。以下「規則」という。)第 2 条に規定する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態(以下「重大事態」という。)に該当する事案については、規則を根拠として個人情報保護委員会に報告することとなる。

また、独立行政法人等及び地方公共団体等は、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。

また、特定個人情報に関する重大事案(①情報提供ネットワークシステム又は個人番号を取り扱う情報システムで使用するネットワークから外部に情報漏えい等があった場合(不正アクセス又は不正プログラムによるものを含む。)、②事案における特定個人情報の本人の数が 101 人以上である場合、③不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合、④職員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合、⑤その他各機関において重大事案と判断される場合)又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告する。

(参考) 規則に規定する重大事態

一 次に掲げる特定個人情報~~が~~漏えい(不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)第 2 条第 4 項に規定する不正アクセス行為をいう。)による漏えい~~その他番号法第 19 条各号に該当しない特定個人情報の提供を含む。)~~し、滅失し、又は毀損した事態

イ 情報提供ネットワークシステム及びこれに接続された電子計算機に記録された特定個人情報

ロ 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

ハ 個人番号関係事務実施者（行政機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人に限る。）が個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムにおいて管理される特定個人情報

二 次に掲げる特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態

イ 漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報

ロ 番号法第9条の規定に反して利用された個人番号を含む特定個人情報

ハ 番号法第19条の規定に反して提供された特定個人情報

三 個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ、その特定個人情報が閲覧された事態

四 不正の目的をもって、個人番号利用事務実施者又は個人番号関係事務実施者の保有する特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を利用し、又は提供した者がいる事態